

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 9 回（令和 6 年 3 月）総会議事録

1 日 時 令和 6 年 3 月 8 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2 場 所 桜台市民センター 3 階 講座室 4

3 議案（その 1）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請意見聴取について

議案第 5 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第 6 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その 2）

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 2 号） 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 出席委員 9 名（定数 13 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	西川 徳良
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

谷口 敏信委員、南 加代子委員、西村 孝昭委員、東 昭夫委員

7 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当

久禮会長職務代理(以下「議長」という)、定刻に着席。

事務局 皆さまお疲れ様でございます。総会開会前にご報告申し上げます。本日、谷口会長が都合により欠席となっており、本日の総会議事進行につきまして、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により、久禮職務代理者に議事進行をお願いいたしたいと思っておりますのでよろしく お願いいたします。

議長 それでは、本日、第 9 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。
農業委員 13 名の内 9 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。8 番 塚本敏雄委員、11 番 坂田 正行委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第１号につきましてご説明いたします。

 議案書（その１）１ページをお願いいたします。

 本件は、農地法第３条の規定による農地の所有権移転が１ページの一覧表のとおり１件でございます。

 １番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また（父の耕作地で農業従事しており）年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

 議案第１号１番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第１号１番に対する審議の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる３月５日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第１号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第１号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第２号「農用地利用集積計画の決定について」を上程

し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

上程されました議案第2号についてご説明いたします。

議案書（その1）2ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は2ページの一覧表のとおり1件でございます。

1番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は告示日から5年間でございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。

以上でございます。

議長

説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会
会長

それでは、南掃守地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる3月6日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長

南掃守地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案2号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員

異議なし

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）3ページをお願いいたします。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が申請され、大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、3ページから4ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおり4件で、1番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和6年5月24日から令和11年5月31日まで、2番から4番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は2番が令和6年5月1日から令和11年4月30日まで、3番及び4番が令和6年7月1日から令和11年6月30日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議 長

説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員

なし

議 長

質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第3号1番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会

それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる３月７日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第３号２番から４番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第３号２番から４番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる３月１日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案３号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり要請することに決しました。

議長 次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第４号についてご説明いたします。

議案書（その１）５ページをお願いいたします。

本件は、農地法第５条の規定による許可申請で、

１番は譲受人が、一覧表のとおり申請地を所有権移転し、農家住宅を建築するための転用でございます。農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第２種農地と判断しています。

譲受人はお子様が生まれ家族が増えたことにより現在の住居が手狭になり別途住宅が必要になったため農家住宅を建築するもので、譲受人が農業経営を行うにあたり、申請地は父の住居付近にあり、また耕

作地に近いため効率の良い立地であるといえます。

この件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、開発許可不要等証明書の写し等所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 4 号 1 番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 4 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 7 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 4 号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することに異議ないものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案 4 号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することに決しました。

次に、議案第 5 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 5 号についてご説明いたします。

議案書（その 1）6 ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続の税納税猶予を受けるための適格者証明が、一覧表のとおり 1 件でござい

ます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 5 号 1 番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会 会長 それでは、山直下地区協議会における議案第 5 号 1 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 1 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 5 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 意義なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決しました。

議 長 次に、議案第 6 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局 上程されました議案第 6 号についてご説明いたします。

議案書（その 1）7 ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、7 ページから 8 ページの一覧表のとおり 6 件でございます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備し

ていると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第 6 号 1 番の内、土生郷地区の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 6 号 1 番の内、土生郷地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 5 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 1 番の内、八木地区の農地、3 番及び 4 番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 6 号 1 番の内、八木地区の農地、3 番及び 4 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 4 日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 2 番の内、有真香地区の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 6 号 2 番の内、有真香地区に対する農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 7 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 2 番の内、南掃守地区の農地、及び 5 番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 6 号 2 番の内、南掃守地区に対する農地、及び 5 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 6 日、いずみの農協南掃守支店におい

て慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第 6 号 6 番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会 会長 それでは、山直下地区協議会における議案第 6 号 6 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 1 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 6 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり証明することに決しました。

議 長 次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号 専決処分の報告について
（専決処分第 1 号） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 2 号） 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その 2）をお願いいたします。

上程されました 1 ページの報告第 1 号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第 19 条の規定により、別紙の専決処分第 1 号から第 2 号につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

それでは一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和6年1月21日から2月20日までに届出等がなされたものであります。

はじめに、2ページの専決処分第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、3ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が2月1日から2月10日までが1件で、令和6年2月15日に専決処分、4ページの一覧表のとおり「農地転用のための賃借権設定が2月11日から2月20日までが1件で、令和6年2月26日に専決処分を行いました。

次に、5ページの専決処分報告第2号であります。生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明が一覧表のとおり2件で、1番及び2番の理由が従事者の故障のためであり、1番は令和6年1月24日、2番は令和6年2月6日に専決処分を行いました。

以上、専決処分報告1号から2号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第9回総会の議事を終了いたします。

令和6年3月8日

議長 久禮 広一郎

委員 塚本 敏雄

委員 坂田 正行